

荒川航行ルール（追補版）

日頃はローイングの安全、ローイング環境整備等へのご配慮をいただきましてありがとうございます。

3月13日に「荒川航行ルール」を資料を添付しホームページで案内致しましたが、今回は特にご注意いただきたい点を何点か補足説明させていただきます。

荒川航行のホームページ（13日掲載）と併せ、荒川での練習の安全、マナー遵守に努めていただきますようお願い申し上げます。

① 動力船通行禁止区域（笹目橋下流の笹目水門～戸田橋）

この区間の左岸側（埼玉側）に50m幅の「動力船通行禁止区域」があります。

競漕艇が安心して通航できるように設定され、動力船は通航できない区域です。

ただし、コーチ用モーターボートなどは伴走できます。

戸田橋方面から上流に向かう場合は、岸に寄りすぎないように注意してこの区域を航行してください（右側航行）。

② 自然保護区域（笹目橋～戸田橋までの右岸）

笹目橋から下流に向かう場合、東京側となる右岸寄りに30m幅で設定されています。

岸に寄りすぎる危険回避も併せ、特に伴走のモーターボートはこの区域に入らないように十分に注意してください。

笹目橋からは右岸から30m以上離れて下流に向かってください（右側航行）。

③ 減速区域

プレジャーボートの係留施設（例：笹目橋上流右岸）付近は、川の全幅が減速区域となっています。

これは、係留船舶の離着岸操作時の事故防止・安全確保、また曳き波による揺れなどの支障を与えないためにも重要なことです。

伴走でモーターボート通過の際は、必ず十分な減速（徐行）をし、波を落とすように注意してください。

川は蛇行しているため、右側航行しているつもりでも気付かないうちに逆行してしまうケースがあります。

進行方向への注意を十分に行って練習してください。

上記は特に注意いただきたい点ですので、全般の航行ルールの確認もお願い致します。

また、ローイング全般の安全については「ローイング安全マニュアル」（13日掲載）を是非一読ください。

（参考）

右岸：下流に向かい右手

左岸：下流に向かい左手